

時評



A. Bliss 税理士法人
税理士
伊藤 悟

税 法学という法科学の門を叩いた20歳の学生は、今70歳を過ぎて大学定年退職となり、一時、何か社会から不要と宣告された感じを抱いたが、税理士という資格を有していたことから、社会から多少とも必要とされている現実の中で、税の学問研究と税実務とのギャップを痛感させられている。

私の税法研究は、税法基礎、総論、各論と、教材においても、展開してきた(拙著『市民のための税法学』八千代出版)。税法基礎に関して、最近、フランス人権宣言14条を再評価する機会(今年度の日本租税理論学会での伊藤報告)があり、民主主義国家では市民=納税者が主権者(納税者主権)として課税権(基本、課税権は税法権)を行使する、つまり「納税者が自らの税負担を決定する権利を保障する」という人権としての租税法律主義を報告した。租税法律主義は、税法の基本であるが、納税者主権は遠く、政府主導の政策税制により骨抜きにされている。

税の対象基礎となる現実の社会経済は、日々、進化している。進化というより「新化」とも言える。これに対する税法、税実務の対応は他の法分野より俊敏で

社会経済「新化」と環境税財政法

ある。譲渡担保(2025年譲渡担保法)、代償分割(2011年家事事件手続法195条)などに対する税務措置は関係法分野より先行的に処理してきた。税法令は社会経済現象の私法的構成に基づき解釈適用される。社会経済の新化に対する税法令の解釈適用は、のろまな私法的構成を待てず、毎年の課税措置として独断先行した。デジタル社会の新化は、大きな問題である(拙稿「日本のデジタル社会形成と財政法学」財政法叢書39号掲載参照)。デジタル資産の相続において、通帳もカードもないネット銀行預金、ビットコイン等の暗号資産(仮想通貨)の残高がオープンキー(暗証番号)不明により現実的に評価不能に帰し、税理士等が相続税申告に困窮している(最終的には税務署評価に委ねる?)。デジタルの問題ではないが、決済取引にポイント付与する企業が多様となり、「ポイ活」なる言葉も日常化しているが、ポイント発行会社の会計決算において発行ポイント残高を負債計上する税務処理(法人税基本通達2-1-1の7等参照)が推奨されているが、相手となるポイント保有者側は資産計上しなければならないかについては明確ではない。このように社会経済の新化に対する税立法は、法律=抽象、命令=具象、通達・行政マニュアル等=現実運用の拡散となっている。

21世紀は情報と環境の時代と認識し、大学では税法科目のほかに環境法も、また特に「環境税財政法」を講義し、いくつかの論稿にまとめた(例えば、拙稿「環境税財政法の課題」日本財政法

学会創立40周年記念論集(敬文堂)所集)。20年前、環境税財政法に対する冷たい視線は「環境と税財政は無縁」と言っているようであった。しかし、その後、産業廃棄物税、森林環境税、自動車税環境性能割、グリーン購入法制定、環境と税財政法は良縁関係である。退職後、北海道の農家が特定外来生物アライグマ被害に苦悩していることを知り、研究調査のため「北海道環境税財政法研究所」(仮)を設立準備しているが、直面の課題は、鳥獣保護法、外来生物法、地方税法等により、捕獲には狩猟免許(わな猟免許)を取得し狩猟者登録(狩猟税を納税)する必要がある、結局、有資格業者(害獣駆除業者)まかせの現実の壁がある(「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による自治体防除実施もある)。加害者アライグマは法に守られ、被害者農家は、作物被害+防除捕獲費用の二重負担となり、自由な被害駆除が制限され(捕獲、運搬、殺処分は犯罪となる)、自治体または農協職員等に有資格者がいない状況(官は官舎から指揮指導のみ)もあり、四面楚歌にいます。なお、捕獲(捕獲報奨金制度もある)したアライグマは、野良犬猫と同様、「ガス室」殺処分、廃棄物として適正処理される。

社会経済、環境は進化し続ける。環境税財政法はこれに対応してきた。しかし、人為的な「新化」への法対応は、過去の法の縛りを解けずにいる。最後に、ラスカル駆除にご理解、ご支援等をお願いします。

(いとう さとる)